官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　一
〔法規的告示〕
○木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示（国土交通三三六）　三
〔その他告示〕
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通三三七）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　七
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

府令

○内閣府令第九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第十項、第三十五条及び別表第二十五号の規定に基づき、内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例）	（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例）
第一条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条及び附則第三条第一項において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。第三条第一項において同じ。）（以下この条において「乳幼児」と総称する。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	**第一条**　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条及び附則第三条第一項において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。）（以下この条において「乳幼児」と総称する。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
第二条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により当該児童発達支援センターの障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	**第二条**　地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により当該児童発達支援センターの障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
第三条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、満三歳以上の幼児に係る児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業（同条第十項第三号に掲げる事業を家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下この条において「設備運営基準」という。）の規定（設備運営基準第二十七条の小規模保育事業Ｂ型又は小規模保育事業Ｃ型に係る部分に限る。）に準じて行う事業をいう。）を行う必要があ	［条を加える。］

ると認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業は、設備運営基準その他の法令の規定の適用については、設備運営基準第二十七条の小規模保育事業Ｂ型又は小規模保育事業Ｃ型に含まれるものとする。

２　前項の場合における設備運営基準の適用については、設備運営基準第二十七条中「小規模保育事業Ｂ型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」とあるのは「小規模保育事業Ｂ型」と、「小規模保育事業Ｃ型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」とあるのは「小規模保育事業Ｃ型」と、第三十一条第二項第三号中「第六条の三第十項第二号」とあるのは「第六条の三第十項第二号又は第三号」と、第三十五条中「第六条の三第十項第一号」とあるのは「第六条の三第十項第一号又は第三号」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第三百三十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条第一項及び第九十四条の規定に基づき、木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三日

国土交通大臣　金子　恭之

木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示

（木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件の一部改正）

第一条　木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsは、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。 一・二　（略） 三　枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法型式が一〇四、二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Ｗのもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法型式が二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Ｗのもの　その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法型式以外の寸法型式の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあっては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。	建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsは、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。 一・二　（略） 三　枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法型式が一〇四、二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Ｗのもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法型式が二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Ｗのもの　その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法型式以外の寸法型式の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあっては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

表一

樹種群	区分	等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
			Fc	Ft	Fb	Fs
（略）						
JSⅢ	甲種	特級	二〇・九	一六・九	二二・五	二・一
		一級	一八・三	一一・三	一六・一	
		二級	一七・〇	九・七	一五・五	
		三級	九・八	五・七	九・〇	
		コンストラクション	一七・九	七・四	一一・八	
	乙種	スタンダード	一四・九	四・一	六・五	
		ユーティリティ	九・八	一・九	三・一	
	たて枠用たて継ぎ材		一四・九	四・一	六・五	
JSA	甲種	特級	二三・八	一一・六	二二・二	二・四
		一級	二〇・八	七・五	一六・〇	
		二級	一九・二	六・二	一五・四	
		三級	一一・一	三・六	八・九	
		コンストラクション	二〇・三	四・六	一一・六	
	乙種	スタンダード	一七・〇	二・六	六・五	
		ユーティリティ	一一・一	一・二	三・一	
	たて枠用たて継ぎ材		一七・〇	二・六	六・五	
JST	甲種	特級	一八・二	一八・〇	二四・〇	一・八
		一級	一六・七	一三・一	一七・六	
		二級	一六・六	一二・九	一七・三	
		三級	九・六	七・五	一〇・〇	
		コンストラクション	一七・〇	九・七	一三・一	
	乙種	スタンダード	一四・七	五・四	七・三	
		ユーティリティ	九・六	二・六	三・五	
	たて枠用たて継ぎ材		一四・七	五・四	七・三	

表二　（略）

表一

樹種群	区分	等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
			Fc	Ft	Fb	Fs
（略）						
JSⅢ	甲種	特級	二〇・九	一六・九	二二・五	二・一
		一級	一八・三	一一・三	一六・一	
		二級	一七・〇	九・七	一五・五	
		三級	九・八	五・七	九・〇	
		コンストラクション	一七・九	七・四	一一・八	
	乙種	スタンダード	一四・九	四・一	六・五	
		ユーティリティ	九・八	一・九	三・一	
	たて枠用たて継ぎ材		一四・九	四・一	六・五	

表二　（略）

四　枠組壁工法構造用製材等規格に適合するＭＳＲ枠組材及びＭＳＲたて継ぎ材　そのＦｂ等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあっては、曲げに対する基準強度Ｆｂの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

Ｆｂ等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	Ｆｃ	Ｆｔ	Ｆｂ	Ｆｓ
九〇〇Ｆｂ	九・六	五・四	一三・二	樹種群に応じ、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の基準強度による。
一二〇〇Ｆｂ	一二・六	九・〇	一七・四	
一三五〇Ｆｂ	一三・八	一一・四	一九・八	
一四五〇Ｆｂ	一五・〇	一二・〇	二一・〇	
一五〇〇Ｆｂ	一五・六	一三・二	二二・二	
一六五〇Ｆｂ	一六・八	一五・〇	二四・〇	
一八〇〇Ｆｂ	一八・六	一七・四	二六・四	
一九五〇Ｆｂ	一九・八	二〇・四	二八・八	
二一〇〇Ｆｂ	二一・六	二三・四	三〇・六	
二二五〇Ｆｂ	二二・八	二五・八	三三・〇	
二四〇〇Ｆｂ	二四・六	二八・二	三四・八	
二五五〇Ｆｂ	二六・四	三〇・〇	三七・二	
二七〇〇Ｆｂ	二七・六	三一・二	三九・六	
二八五〇Ｆｂ	二九・四	三三・六	四一・四	
三〇〇〇Ｆｂ	三〇・六	三四・八	四三・八	
三一五〇Ｆｂ	三二・四	三六・六	四五・六	
三三〇〇Ｆｂ	三五・四	三八・四	四八・〇	

四　枠組壁工法構造用製材等規格に適合するＭＳＲ枠組材及びＭＳＲたて継ぎ材　そのＭＳＲ等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあっては、曲げに対する基準強度Ｆｂの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

ＭＳＲ等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	Ｆｃ	Ｆｔ	Ｆｂ	Ｆｓ
九〇〇Ｆｂ―〇・六Ｅ 九〇〇Ｆｂ―一・〇Ｅ 九〇〇Ｆｂ―一・二Ｅ	九・六	五・四	一三・二	樹種群に応じ、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の基準強度による。
一二〇〇Ｆｂ―〇・七Ｅ 一二〇〇Ｆｂ―〇・八Ｅ 一二〇〇Ｆｂ―一・二Ｅ 一二〇〇Ｆｂ―一・五Ｅ	一二・六	九・〇	一七・四	
一三五〇Ｆｂ―一・二Ｅ 一三五〇Ｆｂ―一・三Ｅ 一三五〇Ｆｂ―一・八Ｅ	一三・八	一一・四	一九・八	
一四五〇Ｆｂ―一・二Ｅ 一四五〇Ｆｂ―一・三Ｅ	一五・〇	一二・〇	二一・〇	
一五〇〇Ｆｂ―一・二Ｅ 一五〇〇Ｆｂ―一・三Ｅ 一五〇〇Ｆｂ―一・四Ｅ 一五〇〇Ｆｂ―一・八Ｅ	一五・六	一三・二	二二・二	
一六五〇Ｆｂ―一・三Ｅ 一六五〇Ｆｂ―一・四Ｅ 一六五〇Ｆｂ―一・五Ｅ 一六五〇Ｆｂ―一・八Ｅ	一六・八	一五・〇	二四・〇	
一八〇〇Ｆｂ―一・六Ｅ 一八〇〇Ｆｂ―二・一Ｅ	一八・六	一七・四	二六・四	
一九五〇Ｆｂ―一・五Ｅ 一九五〇Ｆｂ―一・七Ｅ	一九・八	二〇・四	二八・八	
二一〇〇Ｆｂ―一・八Ｅ	二一・六	二三・四	三〇・六	
二二五〇Ｆｂ―一・六Ｅ 二二五〇Ｆｂ―一・九Ｅ	二二・八	二五・八	三三・〇	

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第二条　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第三　基準強度 一　第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度Fcvは、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。 イ・ロ　（略） 表一　（略） 表二	第三　基準強度 一　第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度Fcvは、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。 イ・ロ　（略） 表一　（略） 表二

樹種群	基準強度（単位　一平方ミリメートルつきニュートン）
（略）	
JSⅢ	七・八
JSA	九・〇
JST	六・〇

二～九　（略）

樹種群	基準強度（単位　一平方ミリメートルつきニュートン）
（略）	
JSⅢ	七・八

二～九　（略）

五・六　（略）

二四〇〇Ｆｂ―一・七Ｅ 二四〇〇Ｆｂ―二・〇Ｅ	二四・六	二八・二	三四・八			
二五五〇Ｆｂ―二・一Ｅ	二六・四	三〇・〇	三七・二			
二七〇〇Ｆｂ―二・二Ｅ	二七・六	三一・二	三九・六			
二八五〇Ｆｂ―二・三Ｅ	二九・四	三三・六	四一・四			
三〇〇〇Ｆｂ―二・四Ｅ	三〇・六	三四・八	四三・八			
三一五〇Ｆｂ―二・五Ｅ	三二・四	三六・六	四五・六			
三三〇〇Ｆｂ―二・六Ｅ	三五・四	三八・四	四八・〇			

五・六　（略）

附　則

この告示は、令和八年五月二十九日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第三百三十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十四項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三日

国土交通大臣　金子　恭之

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

海上運送法第二条第十四項に規定する指定区間は、次の表のとおりとする。

番号	名称	関係都道府県	区間
一～二四〇	（略）	（略）	（略）
二四一	島野浦島	宮崎県	島野浦漁港と南浦漁港、熊野江港、古江港古江地区又は北浦漁港との間
二四三～二八〇	（略）	（略）	（略）

改正前

海上運送法第二条第十四項に規定する指定区間は、次の表のとおりとする。

番号	名称	関係都道府県	区間
一～二四〇	（略）	（略）	（略）
二四一	島野浦島	宮崎県	島野浦漁港と南浦漁港、熊野江港、古江港古江地区又は北浦漁港との間
二四二	宮崎大島	宮崎県	大島港と目井津漁港との間
二四三～二八〇	（略）	（略）	（略）

附則

この告示は、令和八年三月三十一日から施行する。

公告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

解散命令公告

北見市公告

下記の組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年３月３日

北海道　北見市長　辻　直孝

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

ところ特産品流通センター事業協同組合

北海道北見市常呂町常呂639番地１

（教示）

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、北見市長に対し審査請求をすることができる。

２　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北見市を被告として釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

北海道深川市開西町一丁目二番一号

一般社団法人緑風会

代表清算人　野口創一朗

解散公告

当社は、令和五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

札幌市北区北二十一条西七丁目二番一四号

有限会社支心

清算人　川本　千里

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

札幌市中央区南一条西十六丁目一―三一三

春野ビル三階

合同会社Ａｓｕｋａ　Ｓｔｙｌｅ

清算人　渡邊明日香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

青森県弘前市大字富士見町二番地五

株式会社葛西製作所

代表清算人　葛西　由恵

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

山形県天童市山王一番一号

公益社団法人山形県スポーツ振興二十一世紀協会

代表清算人　髙橋　徹

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

山形県山形市瀬波二丁目七の一七

エスアール吉田株式会社

代表清算人　吉田　吉彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

茨城県土浦市真鍋五丁目一〇番九号

（旧住所　茨城県かすみがうら市稲吉二丁目一八番二号）

有限会社アサヒファミリー

清算人　山崎　利夫

解散公告

当社は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

埼玉県草加市柳島町一六六番地一六

合同会社ＡＮ

清算人　木村　嘉仁

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保一一〇七番地

有限会社ゑはら

清算人　江原　清

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三四九九番地三

特定非営利活動法人幸の会

代表清算人　持田　光子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

埼玉県川口市大字神戸五四六番地の二一

株式会社パスパー建材

代表清算人　三浦　悦男

解散公告

当社は、令和元年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

千葉県市原市若宮一丁目一三番地八

市原防錆株式会社

代表清算人　青沼　実

解散公告

当社は、令和八年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

千葉県船橋市宮本三丁目四番一三―二〇一号

悦華株式会社

代表清算人　王　晨飛

解散公告

当社は、令和六年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

千葉県柏市逆井一一八九番地の二

有限会社柏倉鉄工所

清算人　柏倉サタ子

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都豊島区南池袋三丁目一五番一〇号

株式会社ＩＮ

代表清算人　木村すみえ

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都港区海岸一丁目一三番一五―一二〇九号

株式会社ａｋｍ

代表清算人　山本　あい

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

GSSG Solar Japan Holdings3a―般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

GSSG Solar Japan Holdings4a―般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、令和七年十二月十五日開催の社員総会の決議により、令和七年十二月十五日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

また、当法人の活動において、負債の記録は一切ございません。

令和八年三月三日

東京都羽村市五ノ神二丁目一一番地三

特定非営利活動法人はむら市民カフェの会

清算人　池田　賢三

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和八年三月二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

名古屋みなとデベロップメント特定目的会社

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

名古屋みなとデベロップメント一般社団法人

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都目黒区下目黒二丁目二〇番五号ＢＯＴ七三三―Ｙ三

株式会社Ｒｏｘｉ

代表清算人　辻　憲杜

解散公告

当社は、令和七年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都新宿区大久保一丁目二番一号三〇八

Ｔｅｒｒａ　Ｓｔａｒ株式会社

代表清算人　徳重　徹

解散公告

当社は、令和八年二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都台東区蔵前四丁目一一番二号高橋方一階

アルテル株式会社

代表清算人　里見　隼汰

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都江東区亀戸九丁目一一番一号

株式会社ニッカシステム

代表清算人　土屋　俊明

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都大田区仲池上一丁目三〇番地三醍醐ビル四階

株式会社デーセブン

代表清算人　朝倉　基允

解散公告

当社は解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都台東区竜泉二丁目一九番七号五〇三

株式会社マユーラ

代表清算人　渡邉伊都美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都中央区新川一丁目一四番六号第七アカギビル七Ｆ

天利貿易株式会社

代表清算人　李　春海

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都新宿区中落合一丁目六番二〇号下落合東デュープレックス一〇一

有限会社リアルエステート下村

清算人　下村　弘造

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都足立区竹の塚六丁目六番一号竹ノ塚オフィス二Ｆ－〇一

共同期戦略的キャピタルEnterprises株式会社

代表清算人　成田　新一

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都文京区大塚三丁目八番五－五〇一号

安藤商事株式会社

代表清算人　楊　秀娟

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

合同会社ＴＳＭ１５７

清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

一般社団法人ＴＳＭ１５７

代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都目黒区五本木一丁目一七番五号

ベルアビススポーツ株式会社

代表清算人　廣井　直樹

解散公告

当社は解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都江戸川区南葛西四丁目一九番一一号

フォンテオット三〇二

株式会社Ｂｅｇｉｎ

代表清算人　加藤　克子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都豊島区要町一丁目四八番二号

株式会社ＰｕａＭｅｌｉａ

代表清算人　中曽根その江

解散公告

当社は、令和八年二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都新宿区高田馬場三－二三－二内藤ビル六〇一号室

株式会社ＴＴコンサルティング

代表清算人　田村　貴昭

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都世田谷区深沢七丁目二三番九号－四

株式会社アブソルーションズ

代表清算人　城島　浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都江戸川区江戸川二丁目三三番八号

有限会社スチール企画

清算人　佐藤　猛彦

解散公告

当社は、令和八年二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都世田谷区梅丘一丁目一三番一二号

株式会社ＲＰＤ　Ｘ　ＥＴ

代表清算人　黒田　達郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都練馬区高野台一丁目一九番一二－六〇五号

株式会社メイプリー

代表清算人　吉川　賢弥

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都荒川区町屋三丁目二番一号Ｂ－Ｆ

小泉株式会社

代表清算人　張　瑞

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都町田市木曽西四丁目一九番二号

合同会社Ｆｕｎｃｔｉｏｎ　Ｖｉｓｉｏｎ

清算人　本多　孝

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所内

Ｐａｒｋｗｉｎｄ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　エリック・アントゥーンス

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都台東区台東三丁目二八番五号一階

株式会社オン・ダイアローグ

代表清算人　小倉　昌子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都杉並区上高井戸一丁目二〇番三号

有限会社吉村屋

清算人　柏木　隆

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都東久留米市中央町一丁目一番五号

有限会社パーマカットの郷レディエンジェル

代表清算人　上原サチ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

合同会社ＫＲＦ１１１

清算人　一般社団法人ＫＲＦ１１１

職務執行者　中津　正憲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

テバ・ホールディングス合同会社

清算人　アレクサンダー・レオポルド・マルセリウス・ジョラムサ

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

合同会社ＳａｎｄＳ

清算人　浅見　和彦

解散公告

当組合は、令和八年一月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

横浜市青葉区青葉台一丁目二二番地八

心臓シミュレータＩ有限責任事業組合

清算人　宮田　一雄

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

神奈川県川崎市宮前区馬絹五丁目五番三七号

有限会社ショットジャパン

清算人　芹田　操

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

横浜市神奈川区菅田町二八五六番地六

日本アクセリア株式会社

代表清算人　北口　宝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

新潟県柏崎市茨目二丁目六番二七号

株式会社エムディケー

代表清算人　金子　直樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

山梨県中巨摩郡昭和町河東中島四九八番地

株式会社セレクトマネージメント

代表清算人　志村　仁

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

長野県上田市菅平高原一二二三番地一七五一

特定非営利活動法人スポーツリゾートすがだいら

清算人　金井　由造

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

長野県安曇野市豊科高家三七二六番地二

住まいるサポート株式会社

代表清算人　田内　信吾

解散公告

当社は、令和八年二月二十日会社法第三十九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須二番地の七

株式会社西伊豆・森のエナジー

代表清算人　星野　淨晋

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

名古屋市中区錦三丁目四番一二号スズワン〇二ビル二階

一般社団法人サイクルライフマネジメント

清算人　伊藤　透

解散公告

当社は、令和六年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

名古屋市西区花の木一丁目一二番二〇号

株式会社ワイエスケイティ

代表清算人　吉田　憲由

第 30 期 決 算 公 告

2026年３月２日

茨城県つくば市御幸が丘43番地

オーシャンエンジニアリング株式会社

代表取締役　北　　高穂

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,175,479
	固定資産	123,511
	資産合計	**1,298,991**
負債及び純資産の部	流動負債	326,939
	賞与引当金	2,559
	固定負債	10,258
	株主資本	961,793
	資本金	50,000
	利益剰余金	911,793
	利益準備金	21,697
	その他利益剰余金	890,096
	(うち当期純利益)	(140,478)
	負債・純資産合計	**1,298,991**

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
愛知県みよし市莇生町あざみ二二二番地
株式会社ｅ－Ｂａｎ
代表清算人　渡邊　功

解散公告

当社は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
滋賀県草津市東草津四丁目七〇一番地　草津建設会館二〇一号室
合同会社草津市街づくり研究所
代表清算人　守野　洋史

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
京都市伏見区羽束師古川町二九一番地二
一般社団法人銀イオン協会
代表清算人　林　茂幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
大阪府阪南市箱作四四六－五二
有限会社扶翼工管
清算人　戸田　珠万

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
大阪府和泉市池上町四丁目二番一二号
恒康健太株式会社
代表清算人　チャン・ショウジュエン

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号
日本エステル株式会社
代表清算人　古賀　裕久

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
大阪府泉南市樽井二－二二－一〇町谷ビル二〇二号室
泉州ベジファーム株式会社
代表清算人　伊藤　喜久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
大阪市西区西本町三丁目一－五三靭壱番館九〇一号室
株式会社長安
代表清算人　汪　海濤

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
大阪市旭区今市二丁目一〇番二一号
株式会社Ｊフューチャー
代表清算人　林　壽郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
大阪市天王寺区空清町四番一一号四〇五室
ｓｈｉｎ Ｂｕｓ株式会社
代表清算人　王　可　可

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
大阪市城東区諏訪一丁目二番二二－五〇二号
置誠株式会社
代表清算人　王　可　可

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月三日
大阪府大阪市城東区中央二－五－二四ファミール野江一四〇五
ＳＫＹ株式会社
代表清算人　張　勁恒

第26期決算公告　令和８年３月２日
千葉県袖ケ浦市中袖30番地１
株式会社イー・シー・イー
代表取締役　塩澤　万里

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	438,971
	固定資産	59,711
	合計	498,682
負債及び純資産の部	流動負債	83,985
	固定負債	51,390
	株主資本	363,307
	資本金	140,000
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	163,307
	その他利益剰余金	163,307
	（うち当期純損失）	(48,297)
	合計	498,682

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

兵庫県姫路市打越三八八番地三

株式会社ＪＡＵ

代表清算人　門口　充仁

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

兵庫県姫路市飾磨区構三丁目四三九―三

有限会社リトルブレーン

代表清算人　藤本　良三

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

岡山県倉敷市広江一丁目六番二五―一号

株式会社リ・ライフエステート

代表清算人　矢尾　由佳

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

広島市安佐南区古市三丁目一三四四番一の二

有限会社カキダ

清算人　柿田　昌則

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

広島県三次市畠敷町九二三番地

株式会社ジェイオービー

代表清算人　久保　豊年

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

徳島県阿波市土成町土成字南原三二〇番地七

株式会社矢部電機

代表清算人　矢部　忠史

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

長崎県大村市玖島一丁目一四五番地六

一般社団法人ヨカゴト研究所

代表清算人　濵田　直子

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

宮崎市大字内海字園田七四八一番地四一

株式会社ＲＥＤＢＡＹ

代表清算人　村上　壮平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

沖縄県うるま市勝連平敷屋三八〇一番地の一

有限会社カントリーフーズ

清算人　徳嶺美也子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

沖縄県那覇市字国場一一六九番地八

株式会社ＥＭＫ

代表清算人　鈴木　和久

解散公告

当社は、令和八年一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

沖縄県宜野湾市宇地泊二丁目三七番三号イサムビル二階　有限会社ミルリレーション

清算人　宝田　国治

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

広島県福山市沼隈町大字中山南一二三三番地の三

医療法人悠友会

清算人　倉田　要

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

島根県益田市多田町一九七番地二

宗教法人日本山妙法寺益田小僧伽

清算人　川岸　孝司

第 11 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

東京都品川区東五反田２丁目９－５サウスウイング東五反田

株式会社エスマット

代表取締役　志賀　隆之

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	704,588	流動負債	300,530
固定資産	4,685	（賞与引当金）	(200)
		固定負債	539,403
		株主資本	△130,658
		資本金	100,000
		資本剰余金	28,051
		資本準備金	28,051
		利益剰余金	△258,709
		その他利益剰余金	△258,709
		（うち当期純損失）	(258,709)
資産合計	**709,274**	**負債・純資産合計**	**709,274**

第 35 期 決 算 公 告

令和８年１月 29 日　　東京都目黒区大橋二丁目22番８号
際コーポレーション株式会社
代表取締役会長兼社長　中島　　武

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	5,761,884	流動負債	4,684,304
固定資産	4,143,551	固定負債	4,823,714
		株主資本	321,121
		資本金	100,000
		資本剰余金	12,055
		その他資本剰余金	12,055
		利益剰余金	365,818
		利益準備金	12,000
		自己株式	△156,752
		（うち当期純利益）	（161,969）
		評価・換算差額等	76,295
		その他有価証券評価差額金	76,295
資産合計	**9,905,435**	**負債・純資産合計**	**9,905,435**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内

アテナ・リミテッド

日本における代表者　内山隆太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	523,457
	固定資産	86,580,040
	合計	87,103,497
負債及び純資産の部	流動負債	1,036,894
	固定負債	86,063,836
	資本金及び資本剰余金	28
	利益剰余金	2,739
	合計	87,103,497

第 12 期決算公告　　令和７年11月27日

東京都台東区東上野二丁目１番11号
サンフィールドビル５階

株式会社グッド・エナジー

代表取締役　市川　雅也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,127,146
	固定資産	598,116
	資産合計	2,725,263
負債及び純資産の部	流動負債	1,358,692
	賞与引当金	12,000
	固定負債	1,025,876
	株主資本	340,693
	資本金	70,000
	利益剰余金	270,693
	利益準備金	1,130
	その他利益剰余金	269,563
	（うち当期純利益）	（140,974）
	負債・純資産合計	2,725,263

第 35 期決算公告　　令和８年３月３日

東京都港区赤坂二丁目17番69号

株式会社ＭＹＵ

代表取締役　高橋　政義

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	404,337
	固定資産	512,380
	合計	916,718
負債及び純資産の部	流動負債	285,803
	固定負債	819,184
	株主資本	△188,268
	資本金	50,000
	資本剰余金	82,453
	その他資本剰余金	82,453
	利益剰余金	△320,721
	利益準備金	19,332
	その他利益剰余金	△340,054
	（うち当期純損失）	（31,363）
	合計	916,718

第 14 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

東京都大田区羽田旭町11番１号

荏原アーネスト株式会社

代表取締役社長　櫻井　悦子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	216,232
	固定資産	10,531
	合計	**226,764**
負債及び純資産の部	流動負債	108,995
	固定負債	6,799
	株主資本	110,969
	資本金	10,000
	利益剰余金	100,969
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	98,469
	（うち当期純利益）	(67,762)
	合計	**226,764**

第 11 期 決 算 公 告

2026年３月３日

東京都品川区北品川五丁目５番15号

株式会社ジーワンダッシュ

代表取締役　宮嶌　裕二

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	851,794
	固定資産	30,484
	資産合計	**882,278**
負債及び純資産の部	流動負債	671,128
	株主資本	211,150
	資本金	10,000
	利益剰余金	201,150
	その他利益剰余金	201,150
	（うち当期純利益）	(25,004)
	負債・純資産合計	**882,278**

第５期決算公告

2026年３月３日

東京都渋谷区桜丘町17番12号

Ｓｕｉｓｈｏｗ株式会社

代表取締役社長　宮嶌　裕二

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,413
	固定資産	353
	資産合計	**1,767**
負債及び純資産の部	流動負債	3,189
	固定負債	89,002
	株主資本	△90,424
	資本金	17,534
	資本剰余金	17,524
	資本準備金	17,524
	利益剰余金	△125,483
	その他利益剰余金	△125,483
	（うち当期純損失）	(107)
	負債・純資産合計	**1,767**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

東京都豊島区南大塚二丁目45番８号

株式会社メッツリゾーツ

代表取締役　山本　俊祐

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	53,298
	固定資産	11,108
	資産合計	**64,406**
負債及び純資産の部	流動負債	8,092
	株主資本	56,314
	資本金	70,000
	利益剰余金	△13,685
	その他利益剰余金	△13,685
	（うち当期純損失）	(8,147)
	負債・純資産合計	**64,406**

第 11 期決算公告

令和８年３月３日

東京都新宿区西新宿三丁目１番２号

ジェネテック・ジャパン株式会社

代表取締役　セイ・イング・リー

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	85,576
	固定資産	181
	資産合計	**85,757**
負債及び純資産の部	流動負債	25,720
	（有給休暇引当金）	(4,442)
	負債合計	**25,720**
	株主資本	60,037
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,037
	その他利益剰余金	50,037
	（うち当期純利益）	(28,701)
	純資産合計	**60,037**
	負債・純資産合計	**85,757**

第 1 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

奈良県吉野郡下市町大字新住1118番地

ＹＴＹＧ投資事業株式会社

代表取締役　中谷　信弘

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,557,961
	繰延資産	202,520
	資産合計	**1,760,481**
負債及び純資産の部	流動負債	59,900
	負債合計	**59,900**
	株主資本	1,700,581
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	△299,419
	その他利益剰余金	△299,419
	（うち当期純損失）	(299,419)
	純資産合計	**1,700,581**
	負債・純資産合計	**1,760,481**

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により、次のように公告します。

一、名称　株式会社関西互助サービス

二、代表者氏名　代表清算人　藤原　哲也

三、主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

本店　兵庫県朝来市和田山町土田五九六番地六

明石支店　兵庫県明石市藤江一六四九番地の四

福知山営業所　京都府福知山市昭和町九八番地の一（前所在地　京都府福知山市昭和新町二〇六番地の二。前々所在地　京都府福知山市堀二六八四番地）

幸徳殿　兵庫県朝来市和田山町土田五九九番地

三

四、許可年月日　昭和五十五年四月十七日

許可失効年月日　令和七年九月八日

五、営業保証金の額　金二十五万円

六、前号の営業保証金について割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を近畿経済産業局長へ提出してください。

七、前号の申出書の提出がないときは、第五号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

令和八年三月三日

兵庫県朝来市和田山町土田五九六番地六

株式会社関西互助サービス

代表清算人　藤原　哲也

第 76 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

京都府福知山市駅前町41番地の２

西山寛商事株式会社

代表取締役　吉田　康宏

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	267,354	流動負債	616,188
固定資産	631,140	固定負債	1,431,873
		株主資本	△1,149,568
		資本金	48,000
		資本剰余金	352
		資本準備金	352
		利益剰余金	△1,185,374
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	△1,197,374
		（うち当期純損失）	（94,254）
		自己株式	△12,546
資産合計	898,494	負債・純資産合計	898,494

第 5 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

名古屋市中村区名駅一丁目１番１号ＪＰタワー名古屋

コーテックホールディングス株式会社

代表取締役　永井　晶也

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,418	流動負債	3,818
固定資産	2,513,310	固定負債	2,471,686
繰延資産	427	株主資本	45,651
		資本金	70,000
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	60,000
		利益剰余金	△84,348
		その他利益剰余金	△84,348
		（うち当期純損失）	（3,193）
資産合計	2,521,156	負債・純資産合計	2,521,156

第 24 期 決 算 公 告

令和８年３月２日　東京都台東区寿四丁目１番２号

株式会社ベネクシー

代表取締役社長　海野　祥之

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	942,888	流動負債	3,930,758
固定資産	40,127	固定負債	91,146
		株主資本	△3,041,845
		資本金	90,000
		資本剰余金	384,370
		資本準備金	384,370
		利益剰余金	△3,516,215
		その他利益剰余金	△3,516,215
		（うち当期純損失）	（747,923）
		評価・換算差額等	2,956
		繰延ヘッジ損益	2,956
資産合計	983,016	負債・純資産合計	983,016

第 51 期 決 算 公 告

令和８年３月３日　佐賀県佐賀市駅南本町４番23号

佐銀リース株式会社

代表取締役　高祖　浩

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,473,641	流動負債	6,479,316
固定資産	252,890	（賞与引当金）	（10,400）
有形固定資産	154,126	固定負債	10,677,502
無形固定資産	7,731	（退職給付引当金）	（75,855）
投資その他の資産	91,033	（役員退職慰労引当金）	（2,424）
		株主資本	2,567,914
		資本金	30,000
		利益剰余金	2,537,914
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,530,414
		評価・換算差額等	1,798
資産合計	19,726,532	負債・純資産合計	19,726,532

第２期決算公告

令和８年３月３日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目６番１号みなとみらいセンタービル19階

Twist Bioscience Japan株式会社

代表取締役　エミリー・マリン・レプロースト

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	624,270
	固定資産	0
	合計	624,270
負純資債及産のび部	流動負債	710,070
	固定負債	0
	株主資本	△85,800
	資本金	1,000
	利益剰余金	△86,800
	その他利益剰余金	△86,800
	（うち当期純損失）	（74,500）
	合計	624,270

第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目17番23号

株式会社光エンジニアリングサービス

代表取締役　新野　正之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	15,389
	固定資産	310
	合計	15,699
負純資債及産のび部	流動負債	4,459
	固定負債	18,783
	株主資本	△7,542
	資本金	9,300
	利益剰余金	△16,842
	その他利益剰余金	△16,842
	（うち当期純利益）	（797）
	合計	15,699

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百三十万円減少し０円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月九日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月三日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二三号

株式会社光エンジニアリングサービス

代表取締役　新野　正之

第 22 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

山梨県北杜市大泉町西井出8240番地１

株式会社アットライフ八ケ岳

代表取締役　山本　俊祐

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	39,157
	固定資産	499
	資産合計	39,657
負純資債及産のび部	流動負債	8,807
	株主資本	30,850
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,850
	利益準備金	290
	その他利益剰余金	20,560
	（うち当期純損失）	（537）
	負債・純資産合計	39,657

第５期決算公告

令和８年３月３日

群馬県高崎市菅谷町212番地

株式会社ＡＲＡＸ

代表取締役　近藤　勉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	6,687,707
	固定資産	11,942,907
	繰延資産	398,110
	合計	19,028,724
負純資債及産のび部	流動負債	13,810,392
	固定負債	6,300,000
	株主資本	△1,081,668
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△31,081,668
	繰越利益剰余金	△31,081,668
	（うち当期純損失）	（1,904,835）
	合計	19,028,724

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月三日

群馬県高崎市菅谷町二一二番地

株式会社ＡＲＡＸ

代表取締役　近藤　勉

第 18 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

埼玉県川口市戸塚二丁目24番４号

株式会社パウロニア

代表取締役　名倉　正浩

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	27,919,093
	固定資産	585,323,893
	合計	613,242,986
負債及び純資産の部	流動負債	3,183,692
	固定負債	535,904,835
	株主資本	74,154,459
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	71,154,459
	その他利益剰余金	71,154,459
	（うち当期純利益）	(14,576,466)
	合計	613,242,986

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月三日

埼玉県川口市戸塚二丁目二四番四号

（甲）株式会社パウロニア

代表取締役　名倉　正浩

埼玉県川口市東川口六丁目一四番三五号

（乙）有限会社名倉商事

代表取締役　名倉　正浩

第 19 期決算公告

令和８年３月３日

山梨県北杜市長坂町小荒間1823番地14

株式会社八ケ岳ビルドワークス

代表取締役　山本　俊祐

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	160,754
	固定資産	691
	資産合計	161,446
負債及び純資産の部	流動負債	30,768
	株主資本	130,678
	資本金	8,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	119,678
	その他利益剰余金	119,678
	（うち当期純利益）	(24,385)
	負債・純資産合計	161,446

第 18 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

愛知県岡崎市須渕町森越９番地１

株式会社ＡＩＷＡ

代表取締役　稲吉　克哉

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,608
	固定資産	11,624
	繰延資産	3,874
	合計	29,107
負債及び純資産の部	流動負債	15,833
	固定負債	39,575
	株主資本	△26,301
	資本金	10,000
	利益剰余金	△36,301
	その他利益剰余金	△36,301
	（うち当期純利益）	(4,688)
	合計	29,107

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする愛知県高圧株式会社（本店・愛知県岡崎市須淵町字京田二六番地）との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月三日

愛知県岡崎市須渕町森越九番地一

株式会社ＡＩＷＡ

代表取締役　稲吉　克哉

第 64 期決算公告

令和８年３月３日

東京都中央区八丁堀４丁目２番２号

平和管財株式会社

代表取締役　田口　和宏

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,758
	固定資産	4,701
	合計	6,459
負債及び純資産の部	流動負債	642
	固定負債	1,128
	株主資本	2,806
	資本金	50
	利益剰余金	2,756
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	2,743
	（うち当期純利益）	(340)
	評価・換算差額等	1,883
	合計	6,459

第 43 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

東京都八王子市千人町二丁目20番16号

株式会社創造教育

代表取締役　峰尾　淳

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	60,281
	固定資産	32,959
	繰延資産	497
	資産合計	93,738
負債及び純資産の部	流動負債	46,014
	固定負債	92,837
	株主資本	△45,112
	資本金	14,000
	利益剰余金	△59,112
	その他利益剰余金	△59,112
	（うち当期純損失）	(35,198)
	負債・純資産合計	93,738

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月三日

東京都八王子市千人町二丁目二〇番一六号

株式会社創造教育

代表取締役　峰尾　淳

第 10 期決算公告

2026年３月３日

東京都文京区本郷四丁目１番３号７Ｆ

インテグリカルチャー株式会社

代表取締役　羽生　雄毅

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	384,946
	固定資産	288,704
	合計	673,651
負債及び純資産の部	流動負債	342,131
	固定負債	160,087
	株主資本	145,229
	資本金	100,000
	資本剰余金	19,064
	資本準備金	19,064
	利益剰余金	26,165
	その他利益剰余金	26,165
	（うち当期純利益）	(40,525)
	新株予約権	26,203
	合計	673,651

第 10 期 決 算 公 告

令和８年３月３日

東京都豊島区西池袋一丁目38番６号

株式会社ナイン

代表取締役　田中　康雄

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	192,614
	固定資産	2,870
	合計	195,484
負債及び純資産の部	流動負債	51,515
	固定負債	192,914
	株主資本	△48,945
	資本金	10
	利益剰余金	△48,955
	繰越利益剰余金	△48,955
	（うち当期純利益）	(21,361)
	合計	195,484

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の日付　令和七年十二月二日

掲載頁　九十四頁（号外第二六四号）

左記のとおりです。

（乙）

令和八年三月三日

東京都豊島区池袋二丁目四〇番一三号

（甲）株式会社テスコーポレーション

代表取締役　田中　康雄

東京都豊島区西池袋一丁目三八番六号

（乙）株式会社ナイン

代表取締役　田中　康雄

第 86 期決算公告

令和８年２月18日

新潟県柏崎市大字安田7586番地

株式会社サイカワ

代表取締役　西川　正男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	2,399,214,727
	固定資産	1,059,754,927
	資産合計	3,458,969,654
負債及び純資産の部	流動負債	944,880,038
	固定負債	497,720,659
	株主資本	2,016,368,957
	資本金	62,350,000
	資本剰余金	278,639
	資本準備金	278,639
	利益剰余金	1,953,740,318
	利益準備金	24,100,000
	その他利益剰余金	1,929,640,318
	（うち当期純利益）	(214,070,895)
	負債・純資産合計	3,458,969,654

第17期決算公告

令和８年２月26日
茨城県かすみがうら市上稲吉1830番地１
株式会社カシマ
代表取締役社長　辻　武志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	562,722
	固定資産	211,365
	合計	774,088
負純資債及産びの部	流動負債	481,139
	固定負債	45,024
	株主資本	247,924
	資本金	9,000
	利益剰余金	238,924
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	236,674
	（うち当期純利益）	(72,121)
	合計	774,088

決算公告

令和８年３月３日
東京都江戸川区南葛西三丁目10番15―601号
株式会社フロンティアーズ
代表取締役　熱海　英治

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,714
	固定資産	70,134
	合計	99,848
負純資債及産びの部	流動負債	2,074
	固定負債	8,704
	株主資本	89,070
	資本金	41,000
	利益剰余金	48,070
	利益準備金	8,690
	繰越利益剰余金	39,380
	（うち当期純利益）	(1,465)
	合計	99,848

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の内、左記会社は東京都内で営む不動産賃貸業を除く全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年三月三日
東京都江戸川区南葛西三丁目一〇番一五―六〇一号
（甲）株式会社ディスカバリー
代表取締役　熱海　英治
東京都江戸川区南葛西三丁目一〇番一五―六〇一号
（乙）株式会社フロンティアーズ
代表取締役　熱海　英治

第１期決算公告

令和８年３月３日
東京都中央区銀座一丁目23番10―204号
株式会社宝永
代表取締役　前川　佳紀

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,818
	固定資産	41,043
	合計	46,861
負純資債及産びの部	流動負債	42,076
	株主資本	4,785
	資本金	5,000
	利益剰余金	△214
	その他利益剰余金	△214
	（うち当期純損失）	(214)
	合計	46,861

第４期決算公告

令和８年３月３日
東京都中央区銀座一丁目23番10―204号
株式会社ジャスミンパートナーズ
代表取締役　前川　佳紀

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	211,014
	固定資産	2,705,017
	合計	2,916,032
負純資債及産びの部	流動負債	331,587
	固定負債	1,982,149
	株主資本	602,295
	資本金	10,000
	資本剰余金	501,000
	資本準備金	491,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	91,295
	その他利益剰余金	91,295
	（うち当期純利益）	(119,154)
	合計	2,916,032

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月三日
東京都中央区銀座一丁目二三番一〇―二〇四号
（甲）株式会社ジャスミンパートナーズ
代表取締役　前川　佳紀
東京都中央区銀座一丁目二三番一〇―二〇四号
（乙）株式会社宝永
代表取締役　前川　佳紀

第４期決算公告

令和８年３月３日
東京都港区芝五丁目１番13号
グローバルギークス株式会社
代表取締役　明石　康弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,715
	資産合計	33,715
負純資債及産びの部	流動負債	6,976
	株主資本	26,739
	資本金	30,000
	利益剰余金	△3,260
	その他利益剰余金	△3,260
	（うち当期純損失）	(6,928)
	負債・純資産合計	33,715

第22期決算公告

令和８年３月３日
東京都港区芝五丁目１番13号
株式会社ＢＪＩＴ
代表取締役　堀川　雅紀

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	367,234
	固定資産	102,160
	資産合計	469,394
負純資債及産びの部	流動負債	145,350
	固定負債	20,600
	株主資本	303,444
	資本金	70,000
	資本剰余金	225,397
	利益剰余金	314,947
	その他利益剰余金	314,947
	（うち当期純利益）	(13,849)
	自己株式	△306,900
	負債・純資産合計	469,394

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月六日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年二月十二日に終了しております。また、乙は会社法第七百八十四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年三月三日
東京都港区芝五丁目一番一三号
（甲）株式会社ＢＪＩＴ
代表取締役　堀川　雅紀
東京都港区芝五丁目一番一三号
（乙）グローバルギークス株式会社
代表取締役　明石　康弘

第６期決算公告

令和８年３月３日
山形県西村山郡朝日町大字宮宿2295番地３
株式会社裕建
代表取締役　今野　一明

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,170
	固定資産	1,456
	合計	6,626
負純資債及産びの部	流動負債	7,171
	固定負債	1,000
	株主資本	△1,545
	資本金	100
	利益剰余金	△1,645
	その他利益剰余金	△1,645
	（うち当期純損失）	(346)
	合計	6,626

第22期決算公告

令和８年３月３日
山形県寒河江市大字寒河江横道137番地
株式会社住まいるーむ情報館
代表取締役　志田　宏

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	196,590
	固定資産	89,637
	合計	286,227
負純資債及産びの部	流動負債	50,852
	固定負債	86,374
	株主資本	149,001
	資本金	10,000
	利益剰余金	139,001
	その他利益剰余金	139,001
	（うち当期純利益）	(4,708)
	合計	286,227

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月三日
山形県寒河江市大字寒河江字横道一三七番地
（甲）株式会社住まいるーむ情報館
代表取締役　志田　宏
山形県西村山郡朝日町大字宮宿二二九五番地三
（乙）株式会社裕建
代表取締役　今野　一明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月三日

東京都千代田区神田須田町一丁目二四番地　（甲）株式会社神田きくかわ　代表取締役　松浦　信也

東京都杉並区高円寺南四丁目二七番一八号　（乙）鍾永通商株式会社　代表取締役　松浦　信也

第62期決算公告　令和８年３月３日

東京都千代田区神田須田町一丁目24番地

株式会社神田きくかわ

代表取締役　松浦　信也

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	162,511
	固定資産	752,222
	資産合計	914,734
負純資産の債及び部	流動負債	147,985
	賞与引当金	20,000
	退職給付引当金	8,600
	固定負債	222,404
	株主資本	544,344
	資本金	35,000
	利益剰余金	509,344
	利益準備金	5,519
	その他利益剰余金	503,825
	（うち当期純利益）	(13,330)
	負債・純資産合計	914,734

第４期決算公告　令和８年３月３日

東京都杉並区高円寺南四丁目27番18号

鍾永通商株式会社

代表取締役　松浦　信也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,357
	固定資産	509,000
	繰延資産	110
	資産合計	511,468
負純資産の債及び部	流動負債	24,991
	固定負債	515,000
	株主資本	△28,523
	資本金	1,000
	利益剰余金	△29,523
	その他利益剰余金	△29,523
	（うち当期純損失）	(8,088)
	負債・純資産合計	511,468

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月三日

北海道川上郡標茶町旭二丁目二番五号　（甲）株式会社ＯＮＯ　代表取締役　小野　哲朗

北海道川上郡標茶町旭二丁目二番五号　（乙）株式会社小野商店　代表取締役　小野　哲朗

第65期決算公告　令和８年３月３日

北海道川上郡標茶町旭二丁目２番５号

株式会社ＯＮＯ

（旧商号　株式会社三浦ポンプ機械店）

代表取締役　小野　哲朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,808
	固定資産	8,619
	合計	63,427
負純資産の債及び部	流動負債	29,004
	固定負債	4,100
	株主資本	30,323
	資本金	5,000
	利益剰余金	25,323
	利益準備金	1,310
	別途積立金	1,410
	繰越利益剰余金	22,603
	（うち当期純損失）	(5,683)
	合計	63,427

第72期決算公告　令和８年３月３日

北海道川上郡標茶町旭二丁目２番５号

株式会社小野商店

代表取締役　小野　哲朗

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,560
	固定資産	60,873
	合計	111,434
負純資産の債及び部	流動負債	9,445
	固定負債	18,820
	株主資本	83,168
	資本金	10,000
	利益剰余金	73,168
	利益準備金	6,900
	任意積立金	8,000
	繰越利益剰余金	58,268
	（うち当期純利益）	(2,669)
	合計	111,434

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲が営むホテル店舗「ＨＯＴＥＬ　ＧＲＡＳＩＡ　ＡＳＩＡＮ　ＲＥＳＯＲＴ渋川」のホテル運営事業と権利義務の一部を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年三月三日

東京都墨田区東向島四丁目二五番二号　（甲）株式会社Ａ－ｈｅａｄ　代表取締役　篠　圭介

東京都八王子市梅坪町九四番地五　（乙）株式会社ＧＯＲＥＳ　代表取締役　篠　圭介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社都市綜合開発（住所埼玉県所沢市北野南三丁目六番地の二四）に対して当社のホテル事業（旅館経営事業含む）に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月三日

東京都墨田区東向島四丁目二五番二号　株式会社Ａ－ｈｅａｄ　代表取締役　篠　圭介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社未来綜合開発（住所神奈川県相模原市中央区下九沢五五番地四）に対して当社のホテル事業（旅館経営事業含む）に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年三月三日

東京都墨田区東向島四丁目二五番二号　株式会社Ａ－ｈｅａｄ　代表取締役　篠　圭介

第18期決算公告

令和８年３月３日

東京都墨田区東向島四丁目25番２号

株式会社Ａ－ｈｅａｄ

代表取締役　篠　圭介

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	903,607
	固定資産	1,353,163
	合計	2,256,770
負純資産の債及び部	流動負債	59,580
	固定負債	3,211,505
	株主資本	△1,014,315
	資本金	500
	利益剰余金	△1,014,815
	その他利益剰余金	△1,014,815
	（うち当期純利益）	(71,506)
	合計	2,256,770

第15期決算公告

令和８年３月３日

東京都八王子市梅坪町94番地５

株式会社ＧＯＲＥＳ

代表取締役　篠　圭介

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,224
	固定資産	114,162
	合計	129,386
負純資産の債及び部	流動負債	123,318
	株主資本	6,068
	資本金	10
	利益剰余金	6,058
	その他利益剰余金	6,058
	（うち当期純損失）	(1,040)
	合計	129,386